令和７年度
未就学児を持つ保育士に対する
保 育 料 の 一 部 貸 付 事 業
貸付けのご案内

社会福祉法人　さいたま市社会福祉協議会

１　未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の概要

１）目的

未就学児を持つ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）等が、保育士として保育所等（認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している（※）幼稚園等）へ勤務する場合、当該保育士が支払うべき子どもの保育料の一部について貸付けを行います。

※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が８時間以上かつ年間開所日数２００日以上の幼稚園。

２）実施主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）

３）貸付対象

以下のいずれかの条件に該当し、令和７年４月から令和８年３月までの間に保育士として週２０時間以上勤務する者とします。

ア　未就学児を持つ保育士であって、保育所等に新たに勤務する者

イ　保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

※　公立保育所の正規職員は貸付けの対象になりません。

※　保育所等に直接雇用されている方が対象になります。

※「保育所等」は、さいたま市内の以下の施設又は事業所とします。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する保育所

イ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する「認定こども園」

エ　児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業であって、同法第３４条の１５第２項の規定による認可を受けたもの

オ　児童福祉法第６条の３第１３項に規定する「病児保育事業」であって、同法第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの

カ　児童福祉法第６条の３第７項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第３４条の１２第１項の規定による届出を行ったもの

キ　児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業又は第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって同法第３４条の１５第２項、第３５条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、市が認定した認可外保育施設

ク　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業を行う者

４）貸付内容

①　貸付額

貸付額は、未就学児の保育料（自己負担分）の半額とし、月額２７，０００円を上限とします。

※貸付けの対象となるのは、保育料（日単位利用による時間外保育料を除く）のみです。昼食代等は対象になりません。

②　貸付期間

貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とし、当該保育所等に勤務を開始した日の属する月から起算して１年間を限度とします。また、産後休暇又は育児休業から復帰する者については、復帰した日の属する月から起算して１年間を限度とします。

③　貸付利子

貸付利子は無利子です。

※ただし、正当な理由なく返還期日までに返還しなかった場合は、年３％の割合で計算した延滞利子が加算されます。

④　連帯保証人

ア　貸付けには、貸付金を返済できる一定の収入等がある連帯保証人を１名立てていただきます。

イ　連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとします。また、その保証債務は延滞利子を包含するものとします。

５）貸付けの申請・決定

①　貸付けの申請方法

貸付けを希望する者は、「貸付申請書」及び申請に必要な書類を全て揃え、さいたま市社協に申請を行ってください。

②　申請期日

保育所等に勤務を開始した日又は復職した日の属する月を含めた６か月後の末日（申請書類一式必着）とします。（ただし、令和８年３月３１日（火）が最終受付日となります）

※予算の範囲内での貸付けとなるため、年度途中で募集を終了する場合もあります。

③　貸付けの審査・決定

ア　さいたま市社協では、申請内容（申請書類）を審査し、貸付けの可否を決定します。

イ　審査の結果は、申請者に通知します。

ウ　貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。

エ　未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付は、さいたま市社協と申請者との契約により貸付けを行います。

※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

④　貸付額の変更申請（保育料の変更に伴い、貸付額を変更するとき）

貸付決定後、保育料の変更に伴い、貸付額を変更（増額・減額）するときは、以下の書類により、速やかに申請を行ってください。

ア　「貸付額変更申請書」（貸付額を変更するときは、連帯保証人の同意も必要になります。）

イ　「保育料変更届」

ウ　変更後の保育料が確認できる書類（保育所、認定こども園、又は地域型保育事業の利用者負担額決定通知書等、若しくは市町村で入所を決定していない保育施設においては保育料が明記された契約書）の写し

６）貸付けの辞退

申請をした後、又は貸付けが決定した後に貸付けを受けることを辞退する場合は、貸付契約を結びません。

７）貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後、原則的に前期（４月～８月）及び後期（９月～３月）の分割により行います。ただし、勤務を開始した日又は復職した日の属する月から開始するものとします。

・初回の貸付金は、貸付契約を締結(借用証書をさいたま市社協が受理)した月の翌月１５日に借受人名義口座へ振込みます。その後の貸付金は、保育料切替後の保育料を確認した月の翌月１５日（注１）に振込みます。

・保育料の変更に伴い、貸付額の増額又は減額申請を行った場合は、貸付額の変更申請が承認された月の翌月１５日に振込みます。

・振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込みます。

◎保育料の切替時期には、切替後の保育料を確認するため、保育料変更の有無に関わらず、利用者負担額決定通知書等、保育料が確認できる書類の写しの提出が必要になります。（注２）

（例１）４月中に勤務を開始し、１年間分の貸付けが決定した場合

月	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	1	2	3
貸付金	前期分					後期分						
送金時期	貸付契約を締結した月の翌月１５日					後期分の保育料を確認した月の翌月１５日（注１）						

↑
保育料の切替時期
（保育料が確認できる書類の写しの提出）（注２）

（例２）１月中に勤務を開始し、１年間分の貸付けが決定したが、４月からの保育料が変更となった場合

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２
貸付金	後期分①			前期分					後期分②			
送金時期	貸付契約を締結した月の翌月１５日			変更申請が承認された月の翌月１５日					後期分②の保育料を確認した月の翌月１５日（注１）			

↑
保育料の切替時期
（貸付額の変更申請）

↑
保育料の切替時期
（保育料が確認できる書類の写しの提出）（注２）

※　借受人の子どもが、市町村が認定した認可外保育施設（ナーサリールーム、家庭保育室等）に入所している場合で、貸付申請時に提出する保育料が確認できる書類により、貸付期間中に保育料が増減しないことが事前に確認できるときは、（注１）貸付金の振込は、保育料切替時期の翌月１５日となります。また、（注２）保育料が確認できる書類の写しの提出は、保育料が変更された場合のみとなります。

８）貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付けの契約を解除します。

ア　保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったと認められるとき

イ　心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき

ウ　死亡したとき

エ　偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき

オ　貸付期間中に貸付契約の解除の申出があったとき

カ　その他、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

９）貸付けの休止

借受人が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを休止します。

※休止となった期間の貸付けを既に受けていた場合、次回の貸付金は休止期間中の貸付金を差し引いて交付します。ただし、既に貸付けを終えている者又は休止期間中の貸付金が次回の貸付金の額を上回る者については、休止期間中の貸付金又はその差額を返還していただきます。なお、この場合の返還は、原則、一括払いの方法とします。

10）貸付金の返還

①　返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

ア　貸付契約が解除されたとき

イ　保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったとき

ウ　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

エ　保育所等を退職後、引き続き保育所等で業務に従事する意思があり求職活動を行ったが、６か月以内にさいたま市内の保育所等に従事できなかったとき

オ　申請に虚偽の内容があったとき

※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにも関わらず、書類の提出がないときも、貸付金を返還していただきます。

②　返還期間

返還期間は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた月数の２倍に相当する期間（返還債務の猶予が履行されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内とします。ただし、貸付けを受けた者が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとします。

③　返還方法

貸付金は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法により、さいたま市社協が指定する口座に振込んでいただきます。ただし、提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないときの返還は、月賦の均等払いの方法とします。

④　延滞利子

正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年３％の割合で計算した延滞利子が加算されます。

11）返還債務の履行猶予

借受人が次のいずれかに該当するときは、申請により返還債務の履行を猶予できるものとします。各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。詳しくはＰ１７～Ｐ１８をご確認ください。

①　さいたま市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事しているとき

②　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（注３）があるとき

（注３）　「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合となります。ただし、当該猶予期間については、業務従事期間には算入されません。

ア　保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

イ　出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、新たな保育所等への再就職を希望する場合

ウ　育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続１か月以上の取得であって時間取得でないものに限る。）

エ　疾病・負傷等のため療養する必要があり、次のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・保育所等に在職中に病気休職等を取得する場合

・保育所等を退職し疾病・負傷等の治癒後に、新たな保育所等への再就職を希望する場合

オ　就職先内定後、就職待機中の場合

カ　保育所等を自己都合で退職した場合であって、保育所等で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合

キ　人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき

ク　次のいずれかに該当する場合

（ア）国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

（イ）現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

（ウ）他の援助を行う者がいないひとり親家庭、老齢年金受給者等

（エ）身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

（オ）当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

（カ）災害、盗難その他の事故が生じたことにより当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

12）返還債務の免除

次のいずれかに該当するときは、申請により返還の債務を全て免除します。

① さいたま市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事し、かつ、２年間引き続き当該業務に従事したとき（**１年当たりの必要最低従事時間数は９６０時間以上とします。ただし、週２０時間以上勤務することを原則とします。**）

② 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。

※従事する保育所等の人事異動等により借受人の意思によらず、さいたま市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

※保育所等を退職しても、引き続き保育所等で従事する意思があり、６か月以内（注４）に保育所等に再び就職した場合、従事期間の合計が２年を超えれば返還の債務を免除します。

（注４） 退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して６か月以内とします。

13）変更事項の届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

① 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
② 保育所等を退職したとき
③ 保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき
④ 従事先を変更したとき
⑤ 借受人が死亡したとき（※連帯保証人又は法定相続人が届出をしてください）
⑥ 連帯保証人の変更を行う必要があるとき（連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたとき）
⑦ 保育料が変更されたとき、及び市町村から当該年度の９月以降の保育料が確認できる書類（利用者負担額決定通知書等）が送付されたとき、若しくは市町村で保育料を決定していない保育所等においては、契約内容が変更となったとき（貸付期間中のみ）
⑧ 借受人の子どもの入所している施設が変更となったとき（貸付期間中のみ）
⑨ 借受人の子どもが入所している施設を退所したとき（貸付期間中のみ）

14）問合せ及び申請書等提出先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会　　権利擁護推進課
〒330-0061　さいたま市浦和区常盤９－３０－２２　浦和ふれあい館
TEL　０４８－８３５－５２８１　　FAX　０４８－８３５－５２８２

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。
また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。

２　貸付申請等の手続き

１）貸付申請の手続き

貸付けの申請

①「貸付申請書」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

・申請者世帯全員の続柄の記載がある住民票及び連帯保証人の住民票
※個人番号（マイナンバー）、本籍の**記載のない**もの
※発行から３か月以内のもの
※両者が記載されている場合は、１通で構いません。

・保育料が確認できる書類（保育所、認定こども園、又は地域型保育事業の利用者負担額決定通知書等、若しくは市町村で入所を決定していない保育施設においては、保育料が明記された契約書）の写し
・保育士登録証の写し
・雇用契約書又は採用証明書等、保育所等に従事することと規定勤務時間が分かる書類の写し
・職場復帰を確認できる書類の写し（産後休暇又は育児休業から復帰する者のみ）

※個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります。

【申請期日】

勤務を開始した日又は復職した日の属する月を含めた６か月後の末日（申請書類一式必着）（ただし、令和８年３月３１日（火）が最終受付日となります）

※予算の範囲内での貸付けとなるため、年度途中で募集を終了する場合もあります。

貸付けの決定

②申請書類の内容を審査し、貸付けの可否を決定します。
③審査の結果を申請者に通知します。
④貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。

※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。
※貸付けの可否にかかわらず、申請書類一式については返却いたしません。
※貸付けを辞退するときは、必ず申し出てください。

借用証書の提出
（契約の締結）

⑤「借用証書」を提出してください。
※「借用証書」は連帯保証人と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。

【添付書類】

・借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から３か月以内のもの）

⑥「借用証書」の提出により、貸付契約の締結となります。

貸付金の交付
（前期分）

⑦貸付金の交付は、貸付決定後、原則的に前期（４月～８月）及び後期（９月～３月）の分割により行います。ただし、勤務を開始した日又は復職した日の属する月から開始するものとします。

※送金時期については、Ｐ３をご確認ください。

保育料が確認できる書類の提出
・
貸付金の交付
（後期分）

⑧切替後の保育料を確認するため、「保育料届」と切替後の保育料が確認できる書類の写しを提出してください。

⑨切替後の保育料を確認後、後期分の貸付金を交付します。

※保育料の変更等に伴い、貸付額を変更するときは、申請に必要な書類を全て揃え、速やかにさいたま市社協に申請を行ってください。

２）貸付決定後の手続き（返還債務の履行猶予・返還債務の免除の場合）

さいたま市内の保育所等で保育士として業務に従事しているときは、申請により返還債務の履行が猶予されます。また、保育士業務に２年間引き続き従事したときは、返還債務を全て免除します。

返還猶予申請

①保育所等で保育士として業務に従事しているときは、返還債務猶予の要件に該当しますので、「返還猶予申請書」を提出してください。その際には、従事先で保育士業務に従事していることの証明を受けてください。

返還猶予の決定
・
業務従事届

②審査の結果は、申請者に通知します。

③返還猶予決定後も、保育士業務に従事していることを確認するため、勤務を開始日した日又は復職した日から６か月ごとに「業務従事届」を提出していただきます。

④保育所等を退職したときは、貸付金を返還していただきます。

※保育所等を退職しても、引き続き保育所等で従事する意思があり、求職活動後６か月以内に保育所等に就職した場合は除きます。（求職活動を行う場合は、就労支援機関が発行する証明書等の提出が必要になります。）

返還免除申請
・
借用証書等の返還

⑤さいたま市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、２年間引き続き当該業務に従事したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」を提出してください。その際には、従事先で保育士業務に２年間従事していた（している）ことの証明を受けてください。

⑥返還債務の免除が決定しますと、「返還免除承認通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

３）その他の返還債務の履行猶予の場合

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が生じたとき

①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の猶予を受けようとするときは、「返還猶予申請書」を提出してください。

※各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。
詳しくはＰ１７～Ｐ１８をご確認ください。

※いずれの場合においても、猶予期間については保育業務に従事したとはみなされません。

※返還猶予期間中に猶予事由が消滅したときは、「返還猶予事由消滅届」による届出が必要になります。

４）返還の場合

保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったときなど、貸付金を返還しようとするときは、次の手続きが必要になります。

返還計画申請

①速やかにさいたま市社協までご連絡ください。

②「返還計画申請書」を提出してください。

③さいたま市社協から「返還通知書」を送付します。

⇩

貸付金の返還

④貸付けた資金は、「返還通知書」に基づき返還期間内に返還（さいたま市社協が指定する口座へ振込み）していただきます。

※返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法によるものとします。ただし、貸付けを受けた者が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとします。
なお、返還の開始は、返還事由の生じた日の属する月の翌月からとし、返還期間は、貸付けを受けた月数の２倍とします。

※返還が滞ったときは、連帯保証人に債務の返還を求めます。

※正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年３％の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⇩

返還完了

⑤返還が完了したときは、「返還完了通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

５）その他の手続き

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

氏名、住所等を変更したとき	①借受人及び連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは、「異動届」を提出してください。 ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。
自己都合により保育所等を退職したとき	①自己都合により保育所等を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更）届」を提出してください。その際には、従事先で退職したことの証明を受けてください。 ②保育所等への再就職の意思がないとき、又は再就職の意思があっても６か月以内に再就職できなかったときは、貸付金を返還していただきますので、「返還計画申請書」を提出してください。
保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき	①保育所等を休職（又は休職から復職）したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更）届」を提出してください。その際には、従事先で休職（又は休職から復職）したことの証明を受けてください。
従事先を変更したとき ※従事する保育所等の人事異動等により、従事先が変更になった場合も含む	①保育所等の従事先を変更したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更）届」を提出してください。その際には、従事先で就職したことの証明を受けてください。
借受人が死亡したとき	①借受人が死亡したときは、連帯保証人又は法定相続人が借受人の死亡を証する書類を添付して「死亡届」を提出してください。 ②借受人の死亡により貸付金を返還していただきますので「返還計画申請書」を提出してください。 ※業務上の事由により死亡したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に別紙「労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、②の手続きは不要です。

心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	①心身の故障のため業務を継続することができなくなり貸付金を返還するときは、「返還計画申請書」を提出してください。 ※心身の故障のため保育所等を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更）届」の提出も必要になります。 ※業務に起因する心身の故障のときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に別紙「労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、①の手続きは不要です。
連帯保証人を変更するとき	①連帯保証人が死亡した又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに連帯保証人を変更していただきます。 ②連帯保証人を変更するときは、「連帯保証人変更届兼連帯保証書」を提出してください。 ※新たな連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書の提出も必要になります。 ※連帯保証人死亡による変更の場合、死亡を証する書類を添付してください。
貸付けを受けることを辞退するとき	①貸付けを辞退するときは、「辞退届」を提出してください。 ②貸付金交付後の辞退の場合は、「返還計画申請書」を提出してください。貸付金は「返還通知書」に定める方法（さいたま市社協が指定する口座へ一括振込み）により返還していただきます。
保育料が変更となったとき (貸付期間中のみ)	①保育料の変更に伴い、貸付金の増額又は減額申請を行う場合は、「貸付額変更申請書」、「保育料変更届」、変更後の保育料が確認できる書類の写しを速やかに提出してください。 ※保育料が減額となった場合の差額については、次回の貸付金から差し引く又は返還等により調整いたします。 ※保育料が増額となったが、貸付額の増額申請を希望しない者についても、「保育料変更届」、変更後の保育料が確認できる書類の写しは提出していただきます。

借受人の子どもの入所している施設が変更となったとき （貸付期間中のみ）	①借受人の子どもの入所している施設が変更となったときは、「異動届」と新たな施設に入所したことと保育料が確認できる書類の写しを提出してください。 ②施設を変更したことに伴い、保育料が変更となり、貸付金の増額又は減額申請を行う場合は、「貸付額変更申請書」、「保育料変更届」、変更後の保育料が確認できる書類の写しを速やかに提出してください。 ※保育料が増額となったが、貸付額の増額申請を希望しない者についても「異動届」、「保育料変更届」、変更後の保育料が確認できる書類の写しは提出していただきます。
借受人の子どもが入所している施設を退所したとき (貸付期間中のみ)	①借受人の子どもが入所している施設を退所したときは、「異動届」と退所が確認できる書類の写しを提出してください。 ②施設を退所したことに伴い、保育料の負担がなくなるため、貸付金の減額申請が必要になります。

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときやご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

３　手続きに必要な提出書類

１）貸付けの申請及び決定時に提出するもの

事　項	提出書類		備　考
貸付けの申請をするとき	申請書	様式第１号	個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります
	申請者世帯及び連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
	保育料が確認できる書類の写し ※保育所、認定こども園、又は地域型保育事業の利用者負担額決定通知書等、若しくは市町村で入所を決定していない保育施設においては、保育料が明記された契約書	市区町村又は各保育施設発行のもの	
	保育士登録証の写し		
	雇用契約書又は採用証明書の写し	保育所等発行のもの	
貸付けが決定したとき	借用証書	様式第５号	「借用証書」への押印は実印となります
	借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

２）貸付額を変更するときに提出するもの

事　項	提出書類		備　考
貸付額を変更するとき	貸付額変更申請書	様式第２号	
	保育料変更届	様式第２６号	
	保育料が確認できる書類の写し	市区町村又は各保育施設発行のもの	

３）貸付けを辞退又は解除するときに提出するもの

事　項	提出書類		備　考
貸付けを辞退するとき	辞退届	様式第２０号	
	返還計画申請書	様式第１０号	貸付金交付後の場合のみ
貸付契約を解除するとき	契約解除届	様式第２１号	
	還計画申請書	様式第１０号	

４）返還猶予を希望する場合に提出するもの

事　項	提出書類		備　考
保育所等で保育士として業務に従事しているとき	返還猶予申請書	様式第１３号	従事先で保育士業務に従事したことの証明を受けてください
災害、疾病、負傷等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第１３号	申請の事由により猶予の期間や添付する書類が異なります
	罹災証明書 医師の診断書 医師の証明書　等		
保育所等を退職後、求職活動を行うとき	返還猶予申請書	様式第１３号	退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して６か月以内とします
	就労支援機関等が発行する証明書		
返還猶予の事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅届	様式第１６号	

５）返還免除を希望する場合に提出するもの

事　項	提出書類		備　考
保育所等で保育士として２年間業務に従事したとき	返還免除申請書	様式第１７号	従事先で保育士業務に２年間従事していることの証明を受けてください
業務上の事由により死亡したとき	返還免除申請書	様式第１７号	「死亡届」の提出も必要になります
	別紙「労働災害証明書」又は業務上の事由による死亡が確認できる書類の写し		
業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	返還免除申請書	様式第１７号	
	別紙「労働災害証明書」又は業務に起因する心身の故障が確認できる書類の写し		

６）貸付金を返還しようとするときに提出するもの

事　項	提出書類		備　考
貸付金を返還しようとするとき	返還計画申請書	様式第１０号	

７）届出が必要な場合に提出するもの

事　項	提出書類		備　考
借受人及び連帯保証人の氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第２４号	
	変更事項の履歴が記載されている住民票等	市区町村発行のもの等	
保育所等を退職したとき	（退職・休職・復職・従事先変更）届	様式第２７号	従事先で証明を受けてください
保育所等を休職した又は休職から復職したとき	（退職・休職・復職・従事先変更）届	様式第２７号	従事先で証明を受けてください
	返還猶予申請書	様式第１３号	返還猶予期間中に休職（又は休職から復帰）したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります
従事先を変更したとき	（退職・休職・復職・従事先変更）届	様式第２７号	新たな従事先で証明を受けてください
	返還猶予申請書	様式第１３号	返還猶予期間中に従事先を変更したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります
借受人が死亡したとき	死亡届	様式第２８号	連帯保証人又は法定相続人が提出してください
	死亡を証する書類		
	返還計画申請書	様式第１０号	貸付金を返還しようとするとき
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	（退職・休職・復職・従事先変更）届	様式第２７号	従事先で証明を受けてください
	返還計画申請書	様式第１０号	貸付金を返還しようとするとき
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届兼連帯保証書	様式第２９号	変更事由の内容によりその事実を証明する書類の添付が必要になることもあります
	連帯保証人死亡の場合は、死亡を証する書類		
	住民票	市区町村発行のもの	
	印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

事　項	提出書類		備　考
貸付金の振込先を変更するとき（貸付期間中のみ）	振込口座変更届	様式第３０号	
保育料が変更となったとき（貸付期間中のみ）	保育料変更届	様式第２６号	貸付額を変更するときは、申請が必要です
	保育料が確認できる書類の写し	市区町村又は各保育施設発行のもの	
借受人の子どもの入所している施設が変更となったとき（貸付期間中のみ）	異動届	様式第２４号	保育料の変更に伴い、貸付額を変更するときは、申請が必要です
	新たな施設に入所したことと保育料が確認できる書類の写し	市区町村又は各保育施設発行のもの	
借受人の子どもが入所している施設を退所したとき（貸付期間中のみ）	異動届	様式第２４号	貸付契約が解除となる場合もあります
	退所が確認できる書類（特定教育・保育施設等利用解除決定通知書等）	市区町村又は各保育施設発行のもの	

８）定期的に提出するもの

事　項	提出書類		備　考
継続して保育所等に従事しているとき	業務従事届	様式第２３号	６か月ごとに従事先で保育士業務に従事していることの証明を受けてください
保育料が確認できる書類の送付があったとき	保育料届	様式第２５号	保育料が変更になった場合は、「保育料変更届」による届出となります
	保育料が確認できる書類の写し	市区町村又は各保育施設発行のもの	

返還債務の履行猶予該当事由一覧

1　さいたま市内の保育所等において保育士業務に従事しているとき	
猶予期間	業務に従事している期間
証明書類	申請時：保育士業務従事証明書（様式第１３号裏面） 決定後：業務従事届（様式第２３号）
備　　考	２年間引き続き、業務に従事した場合、返還免除要件に該当

2　在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合	
猶予期間	出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が１歳に達する日（ただし、育休法第５条第３項で定める者にあっては１歳６か月に達する日、同条第４項で定める者にあっては２歳に達する日）の属する月までの間
証明書類	出産休暇・育児休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

3　出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が１歳に達する日の属する月までの間 ※猶予期間には、就職活動等のため必要な期間も含まれます
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

4　育休法に規定する介護休業を取得する場合 （連続１か月以上の取得であって、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
証明書類	介護休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

5　雇用が継続している場合であって、疾病・負傷等のため療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	①病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が３か月を超えると診断された場合に限る）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から１年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の１から３に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（保育所等が発行） １　症状　２　療養に要する期間　３　療養中は業務に従事することが不可能であること
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

6　疾病・負傷等のため療養する必要があり、保育所等を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	①病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が３か月を超えると診断された場合に限る）は、病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から１年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の１から３に定める事項が証明してあるもの） １　症状　２　療養に要する期間　３　療養中は業務に従事することが不可能であること
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

7　就職先内定後、就職待機中の場合	
猶予期間	内定後待機期間（ただし、１年を超えないものとする）
証明書類	内定通知書の写し
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

8　人事異動等により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき	
猶予期間	通算して２年以内
証明書類	人事異動により保育所等での保育士業務等に従事できなくなったことを証明する書類（保育所等の代表者による証明書等）
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

9　一旦退職したが、再就職のために求職活動を行っている場合 ①　自己都合により退職した場合 ②　疾病・負傷等のため退職した場合	
猶予期間	①６か月（退職、就職を繰り返した場合についても、それぞれの求職期間を通算して６か月とする） ②療養のための猶予期間が満了した日から１年間
証明書類	就労支援機関等による証明書
備　　考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

10　次のいずれかに該当する場合	
・国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者 ・現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者 ・他に援助を行う者がいないひとり親家庭、老齢年金受給者等 ・身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者 ・当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき ・災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき	
猶予期間	１年以内（ただし、更新を妨げない）
証明書類	所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

※３、６による猶予申請を行う場合は、「返還猶予申請書」に就職を希望する意思を有する旨を明記してください。

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付　使用様式一覧

事項	様式番号	様式名称
申請	1	申請書
	2	貸付額変更申請書
貸付決定	5	借用証書
返還	１０	返還計画申請書
返還猶予	１３	返還猶予申請書
	１６	返還猶予事由消滅届
返還免除	１７	返還免除申請書
辞退・解除	２０	辞退届
	２１	契約解除届
届出	２３	業務従事届
	２４	異動届
	２５	保育料届
	２６	保育料変更届
	２７	（退職・休職・復職・従事先変更）届
	２８	死亡届
	２９	連帯保証人変更届兼連帯保証書
	３０	振込口座変更届

申請書類等の記入・提出にあたって

・本ご案内及び各様式は、以下のさいたま市社協のホームページで閲覧、印刷することができます。

https://www.saitamashi-shakyo.jp

・申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。

・各項目について記入漏れのないよう正確に記入してください。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付をいたしません。

・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。

・記入方法等、ご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会　権利擁護推進課

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤９－３０－２２　浦和ふれあい館

ＴＥＬ　０４８－８３５－５２８１　／　ＦＡＸ　０４８－８３５－５２８２

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。